

可児市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払いに関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条に基づき支給する特定福祉用具購入費及び法第56条に基づき支給する特定介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）について、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担を軽減するため、福祉用具購入費の受領委任払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売事業者 被保険者が福祉用具の売買契約を締結した事業者をいう。
- (2) 受領委任払い 販売事業者をその受取人とし、市が当該販売事業者に福祉用具購入費を支払うことをいう。

（対象者）

第3条 受領委任払いによる福祉用具購入費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条第1項の規定による支給の申請時において、可児市の被保険者である者
- (2) 介護保険料の滞納のない者
- (3) 保険給付の差止めを受けていない者
- (4) 法第69条第1項の規定による被保険者証に給付額減額等の記載を受けていない者
- (5) 介護保険施設に入所中又は医療機関に入院中でない者

（事業者の届出）

第4条 受領委任払いの取扱いを希望する事業者は、あらかじめ事業所ごとに介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い取扱届出書（別記様式第1号。以下「届出書」という。）及び介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い取扱確約書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、届出内容に変更がある場合又は届出を廃止する場合は、前項の届出書により速やかに市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する届出書の有効期間は、提出した日から起算して3年間とする。

4 第1項の規定は、前項に規定する有効期間が満了した後、引き続き受領委任払いを希望する場合の届出について準用する。

（事業者の公表）

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出をした事業者に関する情報を公表しなければならない。

（支給申請等）

第6条 受領委任払いによる福祉用具購入費の支給を受けようとする者は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（別記様式第

3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した福祉用具の種目、商品名及び製造事業者名が分かる書類
- (2) 福祉用具の購入に要した費用（介護保険適用額）及び自己負担額分が記載された領収証
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、販売事業者が偽りその他不正な手段により福祉用具購入費の支給を受けたときは、当該福祉用具購入費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。